

四国中央市AED協力施設の登録に関する要綱

令和7年9月1日

告示第179号

(趣旨)

第1条 この告示は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに協力できる施設（個人の住宅を含む。以下同じ。）を登録することにより、AEDの有効活用を促進し、もって救命率の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「AED協力施設」とは、AEDの貸出しに協力できる施設として第4条第2項の規定による登録を受けたものをいう。

(登録要件)

第3条 登録を受けることができる施設の代表者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 施設の営業時間又は開所時間に施設外においてAEDを使用した救命処置を必要とする傷病者が発生した場合に、速やかにAEDを貸し出すことができること。

(2) AED協力施設の情報を公表されることに同意できること。

(登録の申請等)

第4条 登録を受けようとする施設の代表者（以下「申請者」という。）は、AED協力施設登録申請書（様式第1号）により、又は消防長が別に指定する専用入力フォームからインターネットを利用し、消防長に申請しなければならない。

2 消防長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、登録することが適当と認めたときは、AED協力施設登録台帳（様式第2号）に登録し、申請者にAED協力施設登録証（様式第3号）を交付するものとする。

3 前項に規定する登録証の交付を受けた者は、当該登録証を容易に視認できる場所に掲示しなければならない。

(登録内容の変更)

第5条 前条第2項の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、同項の規定による登録の内容に変更が生じた場合は、AED協力施設変更届出書（様式第4号）を速やかに消防長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 登録者は、第4条第2項の規定による登録の取消しを受けようとする場合は、AED協力施設認定取消届出書（様式第5号）を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する登録要件に該当しないとき。

(2) 虚偽その他不正な申請により登録を受けたと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が不適当と認めたとき。

3 消防長は、登録を取り消すことを決定した場合は、AED協力施設登録取消通知書（様式第6号）により通知する。

4 登録者は、前項の規定による取消しの決定を受けた場合は、第4条第2項に規定する登

録証を消防長に返納しなければならない。

(公表)

第7条 消防長は、AED協力施設に関する情報を次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 四国中央市防災デジタルマップ及び四国中央市ホームページに掲載する方法

(2) AEDの普及啓発に関する資料等に掲載する方法

2 消防長は、必要があると認めるときは、AED協力施設に関する情報を緊急通報を行った者に提供することができる。

(経費負担)

第8条 AED協力施設のAEDの設置及び維持管理に要する費用は、登録者の負担とする。

(電極パッド及びバッテリーの交付)

第9条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、AEDの貸出しを行った登録者に対し、予算の範囲内で電極パッド及びバッテリーを交付することができる。

(1) AED協力施設の利用者に対する救護を目的として設置してあるAEDが当該利用者に対して使用された場合

(2) AEDの貸出しによらない事由によりバッテリーを交換する必要がある場合

(3) リース契約等により電極パッド及びバッテリーが交換できる場合

2 電極パッドの交換を受けようとする者は使用済みの電極パッドを、バッテリーの交換を受けようとする者はAEDの本体及びバッテリーを添えて、AED協力施設電極パッド・バッテリー交付申請書（様式第7号）により消防長に申請しなければならない。

3 消防長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、電極パッド又はバッテリーを交付することが適當と認めたときは、AED協力施設電極パッド・バッテリー交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

4 消防長は、前項の規定による通知を行った場合は、当該通知を受けた者に電極パッド又はバッテリーを交付するものとする。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

AED協力施設登録申請書

年 月 日

四国中央市消防長様

所在地
名称
代表者職氏名
連絡先

AED協力施設の登録を受けたいので、四国中央市AED協力施設の登録に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

施設の名称	
所在地	
AEDの設置箇所	
AEDの設置台数	台
AEDの提供可能曜日	月・火・水・木・金・土・日 ()
AEDの提供可能時間	時 分から 時 分まで
AEDの所有形態	購入・リース・レンタル

様式第2号（第4条関係）

AED協力施設登録台帳

登録番号	登録年月日 (登録取消年月日)	施設の名称	所在地	AED設置場所及び台数
第 1 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 2 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 3 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 4 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 5 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 6 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 7 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 8 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 9 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 10 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 11 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 12 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 13 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 14 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 15 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 16 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 17 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 18 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 19 号	年 月 日 (年 月 日)			
第 20 号	年 月 日 (年 月 日)			

四国中央市AED協力施設登録証

様

四国中央市AED協力施設として登
録します。

年 月 日

四国中央市消防本部 消防長

様式第4号（第5条関係）

AED協力施設変更届出書

年 月 日

四国中央市消防長 様

所在地
名称
登録番号
代表者職氏名
連絡先

AED協力施設の登録の内容を変更したいので、四国中央市AED協力施設の登録に関する要綱第5条の規定により、次のとおり届出します。

施設の名称	
所在地	
AEDの設置箇所	
AEDの設置台数	台
AEDの提供可能曜日	月・火・水・木・金・土・日 ()
AEDの提供可能時間	時 分から 時 分まで
AEDの所有形態	購入・リース・レンタル

注 変更する項目のみ記入してください。

AED協力施設登録取消届出書

年 月 日

四国中央市消防長様

所在地
名称
代表者職氏名
連絡先

AED協力施設に係る登録の取消しを受けたいので、四国中央市AED協力施設の登録に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	第 号
施設の名称	
所在地	
認定取消事由	

注 AED協力施設登録証を添付してください。

AED協力施設登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市消防長

印

AED協力施設の登録を取り消したので、四国中央市AED協力施設の登録に関する要綱第6条第3項の規定により次のとおり通知します。

1 取消しの理由

様式第7号（第9条関係）

AED協力施設電極パッド・バッテリー交付申請書

年 月 日

四国中央市消防長 様

住所
名称
代表者職氏名
連絡先

四国中央市AED協力施設の登録に関する要綱第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

登録番号	第 号
施設の名称	
所在地	
AEDを使用した日時	年 月 日 時 分頃
交付を希望するもの	電極パッド・バッテリー
使用したAED	メーカー名 製品名 型番
AEDの所有形態	購入・リース・レンタル
リース契約会社 又はレンタル契約会社	

注 電極パッドの交換を希望する場合は使用済の電極パッドを、バッテリーの交換を希望する場合はAED本体及びバッテリーを添付してください。

様式第8号（第9条関係）

AED協力施設電極パッド・バッテリー交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市消防長

印

年 月 日付けで申請のあった電極パッド又はバッテリーについて、交付することと決定したので、四国中央市AED協力施設の登録に関する要綱第9条第3項の規定により通知します。